令和5年度「流通・物流の効率化・付加価値創出に係る基盤構築事業(百貨店及び取引先等で活用されるEDI等デジタル化に向けた実証事業)」に係る企画競争募集要領

令和5年3月7日 経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課

経済産業省では、令和5年度「流通・物流の効率化・付加価値創出に係る基盤構築事業(百貨店及び取引先等で活用されるEDI等デジタル化に向けた実証事業)」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日(金)より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

本事業は、令和5年度予算に係る事業であることから、予算の成立前においては、採択予定者 の決定となり、予算の成立等をもって採択者とすることとします。

1. 事業の目的(概要)

日本の各地に点在する百貨店を中心にした百貨店業界(アパレルファッション事業者等取引事業者、納品代行事業者に代表される物流事業者)は、少子高齢化・人口減少による深刻な人手不足や、昨今の燃料費・材料費の高騰のため、業界全体として運営コストが高くなっている状況にあり、早急に業務の効率化を推し進める必要がある。

このような問題意識のもと、令和4年度流通・物流の効率化・付加価値創出に係る基盤構築事業(百貨店及び取引先等で活用されるEDI等デジタル化の普及に向けた課題等調査)においては、百貨店に係る流通の効率化に向けた問題点を調査、課題を抽出するとともに解決の方向性を示した。

(https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/R4houkokusyo.pdf)

なお、百貨店に係る流通については、百貨店特有であるが SKU が多いこと、それに伴い単一百貨店であっても取引先事業者が大企業から中小零細企業まで数千社になること、百貨店の取引形態が消化取引と買取取引と分かれるなど独特の商慣習があることなど、EDI の普及に向けても様々な課題がある。しかし、百貨店業界全体の事業者の業務の効率化に向けては、受発注データをはじめ、電子化されたデータによる連携の必要性は明白であり、EDI の活用に限らず、業界全体で DX の取組の検討や対応の加速が求められている。そのため、本事業では、百貨店業界全体で、商流・物流に関する様々なデータを電子化し、連携する仕組みを構築し、実践的に事業者のシステム間で連携し、連携する仕組みについての課題の抽出及び業務の効率化を検証するためのケーススタディを実施する。この実証結果に基づき、次年度に百貨店業界全体の業務の効率化に資するシステムを構築する。

2. 事業内容

上記の目的を踏まえ、以下の事業をそれぞれ実施する。事業内容の詳細については、採択後、経済産業省と受託者の間で協議しつつ決定すること。また、進捗状況について、経済産業省に定期的な報告を行うこと。

- (1)日本各地の百貨店とその百貨店と取引関係にある数千に及ぶアパレル事業者等取引先との 受発注においては、百貨店版 EDI が活用されているところもあるものの、複写紙を使った紙 伝票を使用している場合も多い。そのため、取引先事業者においては、紙伝票による発注の データを自社の基幹システムに打鍵し直す作業が生じており、人手不足の中、多くの工数が ここに割かれている。こういった工程は、データにより事業者間が連携されることで効率化 されることは可能と考えられるが、その取引の全てを EDI 化するには、多くの取引事業者の 基幹システムとの連携が必要となり、取引先事業者側の費用負担も少なくない。そのため、現状においてデータ連係は必要不可欠と考えられる中、事業者の基幹システムの改修を最低 限にとどめること、百貨店特有の商慣習にも配慮することも重要となる。そのため、令和5年度では、紙伝票の電子化に向けた課題の整理、検証方法の検討を行う。その結果を受けて、 紙伝票の情報を電子化、連携する仕組みを構築し、百貨店業界における商習慣を踏まえ、一定の関係者間で実証を行い、その仕組みによる効率化の検証、本格的なシステムの構築に向けた課題の抽出を行う。
- (2) 2024 年 4 月から施行される働き方改革関連法により、自動車運転業務の時間外労働時間 の上限が規制される 2024 年問題を目前にし、百貨店の物流を担う納品代行事業者にかかる 配送についても、さらなる業務効率化や共同配送など様々な対応が求められおりその対応に 追われている。納品代行事業者はこれまで、一般の路線便と違い、百貨店と取引差事業者間 に生じる、商慣習によって生じてきた様々な課題の緩衝材的な立場を担ってきた。しかし、この 2024 年問題への対応についても、納品代行事業者のみでの対応には限界があることから、取引先事業者から百貨店への配送に伴う、送り状等伝票の標準化、検品作業の効率化が 課題となっている。そのため、令和5年度では、①の電子化された取引データを、納品代行事業者が業務で必要となる送り状等の物流情報と連携させる仕組みと検証方法を検討し、連携する仕組みを構築し、関係者間で実証を行い、効率化の検証及び課題の抽出を行う。
- (3) 百貨店業界においては、早い時期から EDI の活用について検討され、独自の EDI が構築されてきたものの、その後百貨店を取り巻く百貨店の環境の変化に伴い、その機能等について課題が生じている。現在、百貨店及び取引先事業者においても複数の EDI が導入されており、業務を複雑化している。令和 5 年度においては百貨店 EDI の今後の在り方、さらなる有効な活用を方法、可能な範囲での共同化、統一化を検討し、まずは可能な範囲で仕組みを構築し、実証し、検討してきた内容について検証を行う。
- (4)上記①~③ではそれぞれ実証に向けて、構築するシステムの仕組みについて、効率化の検証方法等が検討されることになるが、最終的には百貨店業界おける商流から物流にデータが適切に、効率的流れ、業務の課題を解決・軽減することを目標としていることから、この事業全体における進捗・①~③に関して枠を超えた課題が生じた時の課題の解決や、全体総括を行う会議体を設置する。

(5)報告書の作成

(1)~(4)までの事業内容について、報告書にとりまとめる。

3. 事業実施期間

契約締結日~令和6年3月15日

4. 応募資格

応募資格:次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者では ないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

5. 契約の要件

- (1)契約形態:委託契約
- (2) 採択件数:1件
- (3)予算規模:50,000,000円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入:
- ①調査報告書電子媒体(CD-R又はDVD-R)1式
- ・調査報告書、事業で得られた元データ、事業関連資料(議事録含む)、委託調査報告書公表 用書誌情報(様式1)、二次利用未承諾リスト(様式2)(該当がある場合のみ)を納入す ること。
- ・調査報告書、事業で得られた元データ、その他事業に関連する資料については、PDF形式 に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。
- ・様式1及び様式2はExcel形式とする。
- ・最終的に格納する資料及び資料の形式については、経済産業省と協議の上、決定すること。
- ②調査報告書電子媒体(CD-R又はDVD-R)2式(公表用)
 - ・調査報告書及び様式2 (該当がある場合のみ) を一つのPDFファイル (透明テキスト付) に統合したものを納入すること。
 - ・セキュリティ等の観点から、経済産業省と協議の上、非公開とするべき部分については、削 除やマスキングを実施するなどの適切な処置を講ずること。
 - ・調査報告書は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることを前提とし、

経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に 当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了 承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の様式2に当該箇所を記 述し、提出すること。

※調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式 1・様式 2 のダウンロードは、下記 URLから行うこと。

https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html

(5) 委託金の支払時期: 委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。 ※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支 払い(概算払)も可能ですので、希望する場合は個別にご相談く

ださい。

(6)支払額の確定方法: 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1)募集期間

募集開始日:令和5年3月7日(火)

締切日:令和5年3月29日(水)12時必着

(2)説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、11. 問い合わせ先へ(社名、担当者 氏名、電話番号、メールアドレス)を令和5年3月13日(月)12時00分までにメール し登録してください。(事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。)「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡してい ただくとともに連絡先を登録してください。

令和5年3月14日(火)14時00分

(3) 応募書類

- ① 以下の書類を(4)により提出してください。
 - 申請書(様式1)
 - · 企画提案書(様式2)
 - ・会社概要等が確認できる資料(パンフレット等)
 - ・競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一)の写し又は直近の財務諸表
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。 なお、応募書類は返却しません。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額 内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都 合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより11. 記載のE-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意 して記入してください。

7. 審査・採択について

(1)審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、 応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ①4. の応募資格を満たしているか。
- ②提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く 考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報 に接することがないか。
- ⑩事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託(委託 業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以 下同じ。)を行っていないか。
- ①事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な 理由があるか(「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること)。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申 請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。 なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・ 構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始 となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、 委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。 契約条項は、基本的には以下の内容となります。

〇バイ・ドール (データマネジメント) 条項入り概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r4bayhdole-dm2_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに 必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。<事業の性質に応じて不要な経費があ れば、下記から適宜削除すること>

内容
事業に従事する者の作業時間に対する人件費
事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する 経費(会場借料、機材借料及び茶菓料(お茶代)等)
事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等に 出席した外部専門家当に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協 力当に対する謝金等)
事業を行うために必要な物品(ただし、1年以上継続して使用できるもの)の購入、製造に必要な経費
事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する 経費
事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。)の購入に要する経費
事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等 の印刷製本に関する経費
事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例)

通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話料等)
光熱水料(電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等
について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料
金が算出できる場合)
設備の修繕・保守費
翻訳通訳、速記費用
文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
受託者が直接実施することができないもの又は適当でないもの
こついて、他の事業者に再委託するために必要な経費
会改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と
「再委託費」のことを言う。
託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経
としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の
件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機 器等)
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. その他

- (1)事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。
- (2) <u>これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日(金)より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募して</u>ください。

【主な改正点】

- ① 再委託、外注に関する体制等の確認(提案要求事項の追加等)
 - ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。 なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止 している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下 の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- 実証実験の企画・運営
- 検討会の企画・運営
- 報告書の作成
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由がある

(「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること)。

- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原 則、認めない(経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示し た者を選定すること。)。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省 で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め 再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業 類型Ⅲ(以下の事業類型 I ~Ⅲ)に該当するものであり、履行体制の適切性については これらを踏まえて判断する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業 (主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- Ⅲ. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業 (主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- Ⅲ. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業 (主に特定分野における専門性が極めて高い事業)
- ②一般管理費率の算出基礎の見直し
 - (一般管理費=(人件費+事業費)(再委託・外注費を除く)×一般管理費率)
- (3)委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて 現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先(再委託先、外注(請負)先以降も含む)に 対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地 調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、 経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間(最大36ヵ月)行わないこと等 の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

https://www.meti.go.jp/information 2/publicoffer/shimeiteishi.html

11. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課

担当:井上、竹光

E-mail: <u>inoue-mikiyo@meti.go.jp</u> takemitsu-shogo@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。 なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「令和5年度「流通・物流の効率化・付 加価値創出に係る基盤構築事業(百貨店及び取引先等で活用されるEDI等デジタル化の普及に向けた実証事業)」に係る企画競争」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

受付番号	
※記載不要	

経済産業省 あて

	企業・団体名	
申請者	代表者役職・氏名	
	所在地	
	氏名 (ふりがな)	
連	所属(部署名)	
連絡担当窓口	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

受付番号	
※記載不要	

令和〇〇年度「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業(〇〇〇〇〇〇)」 企画提案書

1. 事業の実施方法

- *募集要領の2. 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。
- *本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
- 2. 実施スケジュール(1. の実施が月別に分かること)

3. 事業実績

類似事業の実績

事業名、事業概要、実施年度、発注者等(自主事業の場合はその旨)

4. 実施体制

- *各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴(学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等)
- * 再委託を行う場合は、再委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記すること(事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託をすることはできない)。
- *事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超える場合は、相当な理由がわかる内容(別添「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること)。

※グループ企業(委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。)との取引であることのみを選定理由とする再委託(再々委託及びそれ以下の委託を含む)は認めない。

5. 情報管理体制

- *情報管理に対する社内規則等(社内規則がない場合は代わりとなるもの。)
- * その他原課において必要と判断する書類等
- *受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等がわかる「情報取扱者名簿」を契約時に提出することを確約すること。 (〇〇様式にて提示)
- 6. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- * 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業。労働時間 等の働き方に係る基準は満たすことが必要。)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(く

るみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) 又は青少年の雇用 の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業) の状況

- *女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)の策定状況(常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。)
- 7. 事業費総額 (千円) ※記載している費目は例示。募集要領 9. (1) 経費の区分に応じて 必要経費を記載すること。
- I 人件費
- Ⅱ 事業費
 - ①旅費
 - ②会場費
 - 2 謝金
 - ③ 補助職員人件費
- Ⅲ 再委託・外注費
- Ⅳ 一般管理費

小計

Ⅳ 消費税及び地方消費税

総額

千円(※総額は委託予定額の上限内に収めて下さい。)

再委託費率が50%を超える理由書

1	Ì				所
1	Z				称
ſ	ť	表	者	氏	名

1. 件名

令和○年度○○○○委託事業	(〇〇調査事業)

- 2. 本事業における再委託を有する事業類型
 - ※「10. その他(2)①再委託、外注に関する体制等の確認(提案要求事項の追加等)」に記載のある事業類型「I」「I」「I」のいずれかを記載してください。
 - ※また、特段の定めがない場合は、「一」を記載してください。
- 3. 本事業における主要な業務(事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理)の内容 ※「2. 本事業における再委託を有する事業類型」に対して、提案内容が合致する理由も含めてご記 入ください。
 - 「一」を選択した場合は、事業類型に合致する理由の記載は不要です。

<記載例>

本事業における主要な業務は、・・・・であり、その他関連業務として・・・・を実施する上で、事業類型 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ) が示すように、(落札者) と委託、外注先の業務体系が(事業類型 I~Ⅲの内容) のような関係となる。

- 4. 再委託費率
 - ※再委託(契約書上の再委託:第7条1項(消費税込み))÷総額(消費税込み)×100により算出した率。

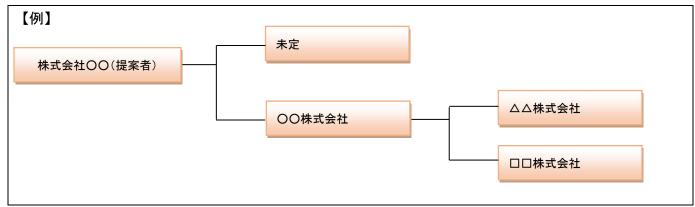
●●. ●%		

5. 再委託先(再々委託先及びそれ以下の委託先を含む)及び契約金額等

再委託名	精 算 の 有無	契約金額 (見込 み) (円)	比率	再委託先の 選定方法又 は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [再委託先]	無	10, 000, 000	20. 0%	相見積もり	・・・・等の各種データ収集・提 供
【例】〇〇(株)	有	20, 000, 000	40.0%	ー者選 理由: ○○ (株) につい ては、・・出の を唯一である ため等。	コールセンター
【例】△△(株) [再々委託先]	無	2, 000, 000	—	00	
【例】口口(株) [再々委託先]			_	00	

- ※グループ企業 (委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。) との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。
- ※金額は消費税を含む金額とする。
- ※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。
- ※比率は、事業費総額に対する再委託の割合(再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要)
- ※一者選定の場合は、当該事業者でなければ事業を実施出来ない理由を記載すること。

6. 履行体制図



7. 再委託(再々委託及びそれ以下の委託を含む)が必要である理由及び選定理由

/	==	載	/Fil	\
<	āC.	·重V.'	1411	_

○○調査事業の性格上、・・・・・の要素が、事業実施の上では必要不可欠であり、再委託・外注をせざるを得ない。その上、以下のような事業者へそれぞれ必要な内容の再委託・外注をする。また、(2. 記載の内容のとおり)については、同社で実施することで事業における主要な業務は、再委託・外注していない。

●●(株):・・・分野における各種データ収集・分析については、●●(株)の有する・・・・を活用して実施することが必要不可欠であるため、●●(株)に再委託する。

〇〇(株):

△△ (株):

■■ (株):

▲▲ (株):

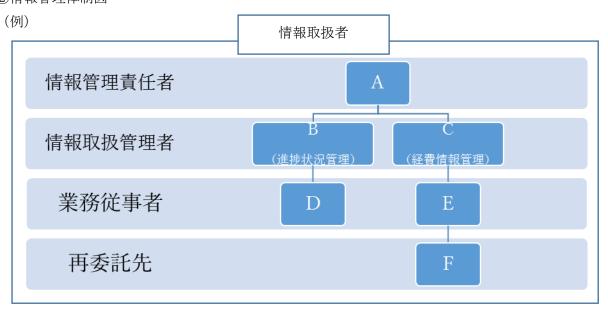
情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍 (※4)
情報管理責	A						が日(/•\ユ /
任者 (※1)							
情報取扱管	В						
理者 (※2)	С						
業務従事者	D						
(※3)	Е						
再委託先	F						

- (※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- (※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行う もので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

②情報管理体制図



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- ・経済産業省との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保 障されない者を記載してはならない。

(○○様式)

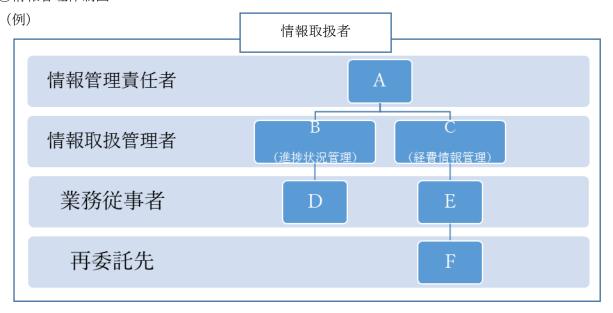
情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及び国
桂扣然扣	_						籍 (※4)
情報管理責	Α						
任者 (※1)							
情報取扱管	В						
理者 (※2)	С						
業務従事者	D						
(※3)	Е						
再委託先	F						

- (※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- (※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行う もので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。
- (※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。